

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(建築物の許可申請) 第十九条 (略)		(建築物の許可申請) 第十九条 (略)	
許可の種類 (略)	添付する図書又は書面 (略)	許可の種類 (略)	添付する図書又は書面 (略)
2—5 (略)		2—5 (略)	
(壁面線の位置の限度を超える建築物等の認定申請) 第二十条の二 (略)		(壁面線の位置の限度を超える建築物等の認定申請) 第二十条の二 (略)	
認定の種類別	添付する図書又は書面	認定の種類別	添付する図書又は書面
法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十七条第一項、法第六十八条第三項、法第六十八條の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八條の四、法第六十八條の五の二、法第六十八條の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八條の五の六又は政令第三百三	(略)	法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十七条第一項、法第六十八條の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八條の四、法第六十八條の五の二、法第六十八條の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八條の五の六又は政令第三百三十一	(略)

2 — 5 (略)	(略)	(略)
	(略)	

2 — 5 (略)	(略)	(略)
	(略)	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

十一條の二第二項若しくは第三項の規定による認定

三項の規定による認定

改正後

様式第9号（第19条関係）

建築許可計画書

(略)

注 1 (略)

建築基準法第43条 ①

建築基準法第48条 ①工場又は危険物貯蔵庫は、このほか②～⑥

建築基準法第51条 ①③④⑤⑦

建築基準法第44条、第52条、第53条の2、第55条、第56条の2、第57条の4、第58条、第59条、第59条の2、第60条の3、第67条、第68条、第68条の3、第68条の5の3、第85条及び第87条の3 ①

2 (略)

改正前

様式第9号（第19条関係）

建築許可計画書

(略)

注 1 (略)

建築基準法第43条 ①

建築基準法第48条 ①工場又は危険物貯蔵庫は、このほか②～⑥

建築基準法第51条 ①③④⑤⑦

建築基準法第44条、第52条、第53条の2、第55条、第56条の2、第57条の4、第59条、第59条の2、第60条の3、第67条、第68条、第68条の3、第68条の5の3、第85条及び第87条の3 ①

2 (略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。